

塩谷町告示第 87 号

塩谷町デジタルサイネージ運用規程をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

## 塩谷町デジタルサイネージ運用規程

令和6年4月25日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、町が設置したデジタルサイネージ(以下「サイネージ」という。)の運用について、コンテンツの作成、掲載等を行う場合に留意すべき事項を定めるものとする  
(定義)

第2条 この規程において「コンテンツ」とは、サイネージの構成に必要な全ての情報をいう。

(運用責任者)

第3条 サイネージの適正な管理及び円滑な運用を図るため、サイネージ運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置く。

- 2 運用責任者は、企画調整課長をもって充てる。
- 3 運用責任者は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) サイネージの画面構成及びデザインに関すること。
  - (2) コンテンツ作成に係る権限の設定に関すること。
  - (3) コンテンツ掲載に関する調整、指導及び助言に関すること。
  - (4) サイネージの情報セキュリティに関すること。
  - (5) サイネージの利用性に関すること。
  - (6) サイネージの運用に関する職員への指導に関すること。
  - (7) サイネージ機器の設置及び保守に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、サイネージの運用に関すること。

(情報掲載責任者)

第4条 課・局(以下「担当課等」という。)で作成する掲載希望コンテンツを適正に管理するため、担当課等にサイネージ情報掲載責任者(以下「情報掲載責任者」という。)を置く。

- 2 情報掲載責任者は、担当課等の長をもって充てる。
- 3 情報掲載責任者は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 所管事務事業に関するコンテンツの作成、掲載、修正及び削除に関すること。
  - (2) コンテンツの掲載内容、掲載時期等の運用責任者との調整に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、コンテンツの適正管理に関すること。
- 4 情報掲載責任者は、所管する事務事業に関する情報発信手段として、サイネージを適正

かつ積極的に活用するものとする。

(表現方法の留意事項)

第5条 サイネージにコンテンツを掲載するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 掲載が可能な所管情報について、積極的な掲載に努めること。
- (2) 公開性、即時性等サイネージの特性をいかし、常に最新で正確なコンテンツの掲載に努めること。
- (3) コンテンツの作成に当たり、内容、構成、展開等に関し、利用者にとって分かりやすいものとする。
- (4) 静止画ファイル(JPEG又はPNG形式)や動画ファイル(MP4形式)は、閲覧者の理解促進のため適正かつ簡潔な範囲で用いること。
- (5) 平易な言葉遣いを用いるよう努め、分かりやすくすること。
- (6) 複数の解釈が可能な表現及び利用者に誤解を招くおそれのある表現を用いないこと。
- (7) 平易な漢字を用いるよう努め、読みにくい漢字を用いる場合は、ふりがなを付し、分かりやすくすること。

2 コンテンツの作成に当たっては、担当課等に配布されたID、パスワードを利用してシステムで作成、又は前項第4条の静止画ファイルや動画ファイルの作成を行うこと。

(掲載する情報)

第6条 情報掲載責任者は、所管する担当課等の情報のうち、主として次に掲げるものを掲載するものとする。

- (1) 町の広報紙、ホームページ、防災行政無線、X(旧Twitter)、LINE等で提供している情報
- (2) 公開することを前提とした情報で、サイネージに掲載することが適当と認められる情報
- (3) 大規模な地震、風水害等重大な災害の発生の際、町災害対策本部等が発信する緊急情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運用責任者が必要と認める情報

(掲載の禁止)

第7条 情報掲載責任者は、次に掲げる情報をサイネージに掲載してはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報

- (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報(職務上発信することが必要な情報を除く。)
- (4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報
- (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
- (6) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (7) 信頼性に乏しい情報
- (8) 町の施策の意思形成過程に関する情報(意見募集が実施されている場合を除く。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適当でないと認められる情報  
(知的所有権等)

第8条 情報掲載責任者は、特許権、意匠権、著作権、商標権等(以下「知的所有権等」という。)に配慮し、知的所有権等の許可又は承諾なくコンテンツを掲載してはならない。  
(個人情報取扱)

第9条 情報掲載責任者は、個人情報の保護に関する法律((平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)について、法施行、条例等に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。  
(情報掲載責任者間の協力)

第10条 情報掲載責任者は、利用者の利便向上のため、複数の担当課等に関係のある情報については、他の情報掲載責任者と調整し、又は共同してコンテンツの掲載に努めるものとする。  
(掲載時期等の留意事項)

第11条 情報掲載責任者は、コンテンツの掲載時期等について、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 未発表の情報で町の広報紙への掲載、議会への説明、記者発表等を必要とするものについては、あらかじめ運用責任者をはじめ、関係担当課等と十分調整を行った上で、当該情報の掲載時期及び期間を決定すること。
- (2) 募集等の情報は、掲載時期及び期間に留意し、機会の均等が損なわれないようにすること。
- (3) 掲載期間を経過した情報及び掲載の目的を達したと認められる情報は、速やかに削除すること。

(情報掲載の承認依頼)

第12条 サイネージにコンテンツを掲載する場合は、情報掲載責任者がその内容を確認し、

運用責任者に対し、掲載希望コンテンツ情報と合わせてデジタルサイネージ情報掲載承認依頼書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(情報掲載の承認通知等)

第13条 運用責任者は、情報掲載責任者から前条の規定による依頼書の提出があったときは、その内容を確認し、修正事項等がない場合はデジタルサイネージ情報掲載承認通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 運用責任者は、内容に修正事項等があると認めたときは、情報掲載責任者にデジタルサイネージ情報掲載修正指示書(別記第3号様式)により指示することができる。

(不適切なコンテンツの削除)

第14条 運用責任者は、サイネージに掲載されたコンテンツが、第7条から第9条までの規定に違反していると認めたときは、事前に通知することなく当該コンテンツを削除することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式(第 12 条関係)

デジタルサイネージ情報掲載承認依頼書

年 月 日

企画調整課長 様

(課・局)長

デジタルサイネージへの情報掲載の承認について、次のとおり依頼します。

掲 載 内 容			
掲載希望日	年 月 日		
掲 載 期 間	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで	
	<input type="checkbox"/>	特に掲載期間の希望無し	
掲 載 データ	<input type="checkbox"/>	掲載予定コンテンツ (プレイリスト名： )	
	<input type="checkbox"/>	静止画ファイル(JPEG/PNG 形式)	掲載静止画添付(必須)
	<input type="checkbox"/>	動画ファイル(MP4 形式)	掲載動画送付(必須)

【注意事項】

- (1) デジタルサイネージ情報掲載承認依頼書は、原則、掲載希望日の前日までに提出してください。
- (2) 情報掲載開始日は、開庁日の業務時間内に限ります。
- (3) 掲載ファイルの画面構成比率は、16：9 の縦横比で作成してください。

担当課等	
担 当 者	
内 線	

別記第 2 号様式(第 13 条関係)

年 月 日

(課・局)長

企画調整課長

デジタルサイネージ情報掲載承認通知書

年 月 日付で提出された(掲載内容) \_\_\_\_\_ の  
掲載について、承認します。

別記第3号様式(第13条関係)

年 月 日

(課・局)長

企画調整課長

デジタルサイネージ情報掲載修正指示書

年 月 日付で提出された(掲載内容)\_\_\_\_\_の  
掲載について、下記の理由により、掲載の内容に修正事項等があると認めたため、その旨を通知します。

記

(理由)